平成２４年（フ）第２６号
熊本県荒尾市一部2057番地18
債務者　宮川富貴子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２７号
熊本県荒尾市西原町２丁目６番６号
債務者　福田　智恵（旧姓中空）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２７号
福島県いわき市小名浜岡小名１丁目７番地の８　サンプラザＣ203
債務者　藤原　裕希
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第５０６６号
東京都府中市南町５丁目16―６　第２コーポレートハウスセンチュリー303
債務者　芝辻　重明
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１４３号
東京都千代田区岩本町２丁目11―12―505
債務者　三原　清照
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１６６号
神奈川県大和市下和田977―206
債務者　細井　秀夫
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１８２号
東京都練馬区桜台４丁目17―19　みどり荘１
債務者　石山　俊光
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１８３号
東京都江東区亀戸３丁目24―12―201
債務者　青木　久和
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１８７号
埼玉県新座市馬場４丁目７―18　クレセントハイツ21―108
債務者　川口　保子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１８９号
東京都青梅市畑中３丁目891―１―104
債務者　井上美佐江
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２６７号
千葉県千葉市中央区葛城１丁目10―８―510
債務者　中村　早苗
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２７１号
東京都板橋区高島平２丁目33―５―411
債務者　溝田　純一
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２８１号
東京都豊島区駒込３丁目９―６―101
債務者　楠　　ソノ
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２８２号
東京都足立区千住仲町17―１―102
債務者　工藤　久城
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２８５号
東京都練馬区氷川台３丁目29―８―206
債務者　伊賀　和子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２８７号
東京都大田区南六郷３丁目１―16
債務者　五十嵐理恵（旧姓舘田）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部